

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

横浜市長印

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長が被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

問合せ先

両側からゆっくりはがしてください。また、濡れている場合は乾かしてからはがしてください。※ご本人以外は開封しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

横浜市長印

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長が被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

問合せ先

両側からゆっくりはがしてください。また、濡れている場合は乾かしてからはがしてください。※ご本人以外は開封しないでください。

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

受給者番号	氏名	指定番号
	様	
住	所	宛名番号

横浜市長印

あなたの特別徴収税額を右記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に横浜市長に対して審査請求することができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に横浜市長が被告として（横浜市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。

問合せ先

両側からゆっくりはがしてください。また、濡れている場合は乾かしてからはがしてください。※ご本人以外は開封しないでください。

特別徴収義務者名

給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入		主たる給与 以外の合算 その他の所得計	營業等 農動業 産子当与 所得区分	不利益 給 譲渡 時	総所得③	
	給与所得（所得 金額調整控除後）					山林所得	
	その他の所得計					分離短期譲渡	
		分離長期譲渡					
		株式等の譲渡					
		上場株式等の配当等					
		先物取引					

所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤	
	医療費		配偶者	
	社会保険料		配偶者特別	
	小規模企業共済		扶養	
	生命保険料		基礎	
	地震保険料		所得控除合計②	

（摘要）

市民税	税額控除前所得割額④			納付額
	税額控除額⑤		6月分	
	所得割額⑥		7月分	
県民税	均等割額⑦		8月分	
	税額控除前所得割額④		9月分	
	税額控除額⑤		10月分	
額	所得割額⑥		11月分	
	均等割額⑦		12月分	
	森林環境税額⑧		1月分	
	特別徴収税額⑨		2月分	
	控除不足額⑩		3月分	
	既充当・既委託納付額⑪		4月分	
	既納付額⑫		5月分	
	差引納付額⑬			
	変更前税額⑭			
	増減額⑮			
	変更月	月		

所得	給与収入		主たる給与 以外の合算 その他の所得計	營業等 農動業 産子当与 所得区分	不利益 給 譲渡 時	総所得③	
	給与所得（所得 金額調整控除後）					山林所得	
	その他の所得計					分離短期譲渡	
		分離長期譲渡					
		株式等の譲渡					
		上場株式等の配当等					
		先物取引					

（摘要）

市民税	税額控除額⑤		6月分	
	所得割額⑥		7月分	
	均等割額⑦		8月分	
県民税	税額控除前所得割額④		9月分	
	税額控除額⑤		10月分	
	所得割額⑥		11月分	
額	均等割額⑦		12月分	
	森林環境税額⑧		1月分	
	特別徴収税額⑨		2月分	
	控除不足額⑩		3月分	
	既充当・既委託納付額⑪		4月分	
	既納付額⑫		5月分	
	差引納付額⑬			
	変更前税額⑭			
	増減額⑮			
	変更月	月		

所得	給与収入		主たる給与 以外の合算 その他の所得計	營業等 農動業 産子当与 所得区分	不利益 給 譲渡 時	総所得③	
	給与所得（所得 金額調整控除後）					山林所得	
	その他の所得計					分離短期譲渡	
		分離長期譲渡					
		株式等の譲渡					
		上場株式等の配当等					
		先物取引					

（摘要）

市民税	税額控除額⑤		6月分	
	所得割額⑥		7月分	
	均等割額⑦		8月分	
県民税	税額控除前所得割額④		9月分	
	税額控除額⑤		10月分	
	所得割額⑥		11月分	
額	均等割額⑦		12月分	
	森林環境税額⑧		1月分	
	特別徴収税額⑨		2月分	
	控除不足額⑩		3月分	
	既充当・既委託納付額⑪		4月分	
	既納付額⑫		5月分	
	差引納付額⑬			
	変更前税額⑭			
	増減額⑮			
	変更月	月		